

この届書は、事業所の名称変更または所在地変更があった場合に提出していただくものです。

- ・ 名称変更の場合、事業所整理記号が変更される場合があります。
- ・ 所在地変更により管轄の年金事務所が変更になる場合、事業所整理記号と事業所番号が変更されます。
- ・ 変更に伴い保険料の口座振替先にも変更がある場合は、あわせて『保険料口座振替納付(変更)申出書』を提出してください。

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号を記入してください。

事業所 整理記号			0	1	ー	イ	ロ	ハ		事業所 番 号	1	2	3	4	5
-------------	--	--	---	---	---	---	---	---	--	------------	---	---	---	---	---

なお、事業所名称、事業所所在地及び電話番号は、変更後のものを記入してください。

<変更区分>

変更区分 : 該当する項目の数字を○で囲んでください。

<変更前>

- ①事業所名称 : 名称変更を行った場合に変更前の事業所名称を記入してください。名称に変更がない場合は記入の必要はありません。
- ②事業所所在地 : 所在地変更を行った場合に変更前の事業所所在地を記入してください。所在地に変更がない場合は記入の必要はありません。

<変更後>

- ③変更年月日 : 名称または所在地が変更になった日付を記入してください。
都道府県外への所在地変更の場合は、変更後の所在地で事業を開始した日付を記入してください。
- ④事業所名称 : 名称変更を行った場合に記入してください。**名称に変更がない場合は記入の必要はありません。**
名称のフリガナは、「株式会社を「カ」 特例有限会社を「ユ」 合名会社を「メ」 合資会社を「シ」と略して記入してください。
上記以外の法人については、略さずにフリガナを記入してください。
- ⑤事業所所在地 : 所在地変更を行った場合に記入してください。**所在地に変更がない場合は記入の必要はありません。**
- ⑥電話番号 : 電話番号に変更がある場合は、市外局番と市内局番、市内局番と加入者番号の間にそれぞれ - (ハイフン) を記入してください。なお、携帯電話の場合は - (ハイフン) なしで記入してください。
- ⑦口座振替の継続 : 現在、保険料の口座振替を登録していて、名称または所在地変更後も口座振替を希望する場合は、「1.継続する」の数字を○で囲んでください。
「1.継続する」の数字を○で囲んだ場合は、「⑧振替口座の変更」を記入してください。
- ⑧振替口座の変更 : 現在登録している口座名義と今後振替を希望する口座名義が異なる場合は「2.変更あり」の数字を○で囲んでください。
この場合、あわせて『保険料口座振替納付(変更)申出書』の提出が必要となります。
申出書の提出がない場合、口座振替情報が引き継がれず、変更後は納付書で保険料を納付していただくこととなります。
また、現在口座振替の登録をしていない場合でも、この届書と同時に申出書を提出していただくことで、
口座振替による保険料納付を行うことができます。
※管轄する年金事務所の変更がない場合、口座振替は継続します。

添付書類

- ・ 法人事業所の場合
名称変更／所在地変更(変更区分問わず) : 法人登記簿謄本のコピー
- ・ 個人事業所の場合
名称変更 : 公共料金の領収書のコピー等の名称が確認できる書類
所在地変更 : 事業主の住民票の写しのコピー

- ※ 添付書類は、直近の状態を確認するため、この届書の提出日からさかのぼって90日以内に発行されたものを添付してください。
- ※ 所在地変更の場合、登記簿上または住民票上の所在地と事業を行っている所在地が異なる場合は、
所在地の確認できる書類(賃貸借契約書のコピー等)を添付してください。